

東館南集会所

〒329-0611

上三川町大字上三川1223-1

11月の集会所開放事業「こんにゃく作り教室」

茹でたコンニャクイモをミキサーにかけて、こんにゃくを作ります。

- ▶日 時=11月30日(日) 午前10時～正午
- ▶場 所=東館南集会所
- ▶講 師=小野崎 洋子先生おのざき ようこ
- ▶材料費=300円
- ▶定 員=6名 ※希望者が多い場合は抽選
- ▶申込み期間=11月6日(木)～19日(水)
- ▶持ち物=エプロン、三角巾、マスク、飲み物
- ▶申込み先=生涯学習課 生涯学習係 ☎0285(56)9159



「人権」と「子どもの権利」について考えましょう 「11/20は世界子どもの日」

1959年11月20日に、国際連合(国連)総会で「子どもの権利宣言」が採択され、その後、「国際児童年」が定められた1979年ごろから、子どもの基本的人権を包括的に保障するための枠組みが本格化しました。

1989年11月20日、すべての子どもに人権を保障する初めての国際条約である「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」が採択されました。

日本は、1994年にこの条約を批准し、今では、196の国と地域がこの条約に加盟し、世界でもっとも広まった人権条約となっています。

しかし、世界では、その権利を脅かすような様々な課題に直面しています。どんな権利が奪われているか、どんな権利が守られる必要があるか、考えたり、話し合ったりしてみたいでしょうか。

「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約) 全54条」について

Q:「児童(子ども)」の定義は? →条約では、18歳未満のすべての者を「子ども」と位置づけ、おとなと同様に一人の人間としての人権を認めています。

Q:条文の主な内容は? →基本的な考え方は、大きく4つあります。

- ①差別の禁止=子どもは、自身や親の人種、国籍、性、意見、障がい、経済状況など、いかなる理由でも差別されず、権利を共有することが保障されています。
- ②最善の利益=子どもに関するすべての判断は、「その子どもにとって最もよいことは何であるか」を第一に考える必要があります。
- ③生命・発達に対する権利=すべての子どもの命が守られ、能力を伸ばして成長できるよう医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。
- ④子どもの意見尊重=子どもは自分に関係のある事柄について、自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

令和7年度 上三川町人権カレッジ開催中 ぜひこの機会をお見逃しなく!

第1回「子ども食堂から見た子どもたちの未来」 11月4日(火)

一般社団法人栃木県若年者支援機構 子どもの貧困対策事業部長 荻野 友香里 氏おぎの ゆかり

第2回「部落問題の歴史性と社会性～循環型人権保障システムの構築を目指して～」 11月13日(木)

NPO法人人権センターとちぎ理事長/部落解放同盟栃木県連合会執行委員長 和田 献一 氏わだ けんいち

第3回「初めて学ぶ多様な性～LGBTQ+を切り口に考える性の多様性～」 11月17日(月)

一般社団法人にじーず 進藤 夏葉 氏しんどう なつは

第4回「罪を犯した人の社会復帰と地域共生社会に関する課題」 11月22日(土)

福島大学行政政策学類 准教授 高橋 有紀 氏たかはし ゆき

第5回「震災当日の行動と教訓・命を守る行動と災害への備え」 11月26日(水)

いわき語り部の会 大河内 喜男 氏おおこうち きよお



- ▶時 間=第1・2回=午後6時～8時
- ▶参加費=無料
- ▶会場=ORIGAMIプラザ 上三川日産ホール
- 第3～5回=午後1時30分～3時
- ▶ご希望の日に、直接会場にお越しください。なお、受付が必要です。

▶問い合わせ先=生涯学習課 生涯学習係 ☎0285(56)9159